

担当医様

新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部

感染症治療・登校許可証明書の記入について（ご依頼）

学校保健安全法に定められた学校感染症罹患の本学学生について、診断内容等を下記にご記入いただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先：新潟青陵大学健康管理センター TEL.025-266-0127（代）

感染症治療・登校許可証明書

新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部（いずれかに○）

学籍番号

氏名

上記学生は、下記の疾病が軽快し、登校が可能であることを診断します。

病名（該当欄に○印をつけてください）

病名	出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）
インフルエンザ A・B（いずれかに○）	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適性な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎	感染のおそれがないと認めるまで
その他*〔 〕	感染のおそれがないと認めるまで

*感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症など）、マイコプラズマ感染症など

初診日 年 月 日

登校許可日 年 月 日

年 月 日

医療機関名・住所

医師名

学生はこの証明書を学務課に提出してください。実習中はこの証明書の原本を実習先に提出し、コピーを学務課に提出してください。

大学処理欄 ※受領した学務課員は、押印後本書コピーを学生に渡す。

（保管：健康管理センター）

健康管理センター長	学務課長	受領印